

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

令和5年3月

(令和5年9月一部改定)

東みよし町

東みよし町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和5年3月31日
東みよし町長
東みよし町議会議長
東みよし町教育委員会

東みよし町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東みよし町長、東みよし町議会議長、東みよし町教育委員会が、策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は、令和7年度までの時限立法であることから、計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間とし、本計画の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、町長、副町長、教育長、参事、各課長、議会事務局長で構成する幹部会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」と

いう。)第2条に基づき、東みよし町長、東みよし町議会議長、東みよし町教育委員会において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 職員採用関係

新規採用者の割合は、令和3年度の実績は75%、令和4年度は70%となっており、今後も採用情報をホームページや「広報東みよし」等を活用し幅広く周知し、女性の採用試験の受験割合及び採用割合を50%程度とし、バランスの良い男女構成比を目指していきます。

(2) 配置登用

令和4年度において、管理的地位にある職員に占める女性割合は43.8%であり、目標値である30%を上回っている。また、本庁係長相当職以上の女性職員の割合についても、令和4年度の実績は31.7%であり、目標値である30%以上を維持している。今後も、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、目標値である30%以上を維持する。

(3) 継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての職員に対し、管理職又は総務課担当職員による面談や相談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進等に関する助言を行う。国の動向等もふまえて、令和7年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を50%以上にする。とともに令和7年度までに、男性職員の配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%とする。

さらに、本計画期間内において、管理職は、各職員が早期退庁できるよう職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。また、年次有給休暇の取得日数を増やす取り組みなどを行い、ワークライフバランスの推進に資するよう効率的な業務運営を行う。